

## 王莽「自本」考

名古屋大学東洋史研究報告 四十六号 二〇二二年三月発行

市村俊太郎

はじめに

王莽（前四五年―後二三年）、字は巨君、言わずと知れた「篡奪者」である。彼について、『漢書』王莽伝では次のように評す。

賛に曰く、王莽始め外戚より起こり、折節力行して、以て名誉を要め、宗族孝を称へ、師友、仁に帰す。其の位に居りて政を輔するに及びて、成・哀の際、国家に勤勞し、道を直して行ひ、動もすれば称述せらる。豈に所謂「家に在れば必ず聞こへ、国に在れば必ず聞こふ」、「色に仁を取りて行ひ違ふ」者ならんや。莽、既に不仁

にして佞邪の材有り、又た四父歴世の権に乘じ、漢の中微、国統三絶するに遭ひ、而るに太后 寿考して之を宗主と為し、故に其の姦慝を肆にして、以て篡盜の禍を成すを得。是を推して之を言へば、亦た天時にして、人力の致すに非ず。其の位を窃みて南面するに及びて、抛る所に非ざるに処り、顛覆の勢は桀紂よりも險しくも、而して莽、晏然として自ら黄・虞の復た出づると以ふなり。乃ち始めて恣睢にして、其の威詐を奮ひ、天に滔り民を虐げ、窮凶悪極して、毒諸夏に流れ、乱蛮貉に延ぶるも、猶ほ未だ其の欲を逞しくするに足らず。

班固によれば、王莽はその奸佞なる心を尽くして帝位を盗み取り、さらに新王朝を傾げるも、当人は自ら黄帝や舜の再

来と嘯いて慢心を極め、国内外に害悪を広げたという。ところで、ここで黄帝や舜の再来と述べているのは、王莽が自ら両帝王を祖先に位置づけ、またらそれを実際の政策に反映させていたことを指す。その系譜は『漢書』元后伝に収められており、班固はそれを「自本」と表記する（本稿においても、以下「自本」と表記する）。

「自本」が従来の研究で用いられてきたのは、主に土徳の黄帝と舜を祖先に戴くことで、漢新革命を正統化させる役割を有していたという文脈においてであった。<sup>②</sup> 黄帝を祖と位置づけることについて、鄧楽群氏は堯・劉氏をも包括する「大一統」の宗族の宗主であることを宣言する意味があったと論じる。<sup>③</sup> 宗族に関連して、郭善兵氏は王莽の宗廟と「自本」との対応関係について指摘するが、この点は本稿でも重要な論点であるため、第四章において改めて触れることとしたい。王莽自身の実際の宗族関係は険しいものであり、張楠氏は王莽が王氏一族内部の権力闘争に勝利したことが漢新革命に直接結びつき、その後の族内の騒乱が新朝滅亡に影響したと論じる。<sup>④</sup> この点に関しては、専制統治と宗族統治という軸から解き明かした好並隆司氏の所論もある。<sup>⑤</sup>

「自本」の成立背景については、東晋次氏は相生説や古文

学が定着しつつある平帝元始年間の末ごろかと推測しており、<sup>⑥</sup> 古橋紀宏氏は元始五年の明堂祭祀を通じて王莽が高祖を超えた始祖を意識するようになったことが、「自本」の編纂に繋がったのではないかと指摘する。<sup>⑧</sup>

王莽の系譜において、黄帝や舜が大きな政治的な象徴性を有しており、当時の歴史的状況に影響を受けて形成された点は、当然第一に指摘されるべき重要な側面である。しかしそれゆえに、舜以降の陳氏や田氏の意義、あるいは系譜そのものの収族機能が見逃されてきた面もあるのではないだろうか。また「自本」は明らかに政治的な意図をもって作為された系譜であるため、その作成過程を辿ることで、当時の姓氏や系譜に関わる一般意識らしきものを明らかにする手だてになるのではないか。以上の課題にもとづき、まず「自本」の内容の独自性を示したうえで、それが形づくられた原因や過程を明らかにし、最後に「自本」と現実の政治問題との関係を念頭に置いたうえで、王莽がそこに込めた意図について究明していきたい。

## 第一章 「自本」の背景と問題点

### (一) 歴史的背景

既に述べたように、「自本」は『漢書』元后伝の冒頭に収められた系譜であり、そこには王莽の祖先が黄帝より起り、濟北王安が国を失い王氏と称するに至るまでの世系と、その後元城県へ徙つて根づくまでの経緯が記されている。『漢書』中の「自本」の範囲は明確でないものの、板野長八氏は、元城県での説話が火生土の思想を含むことから、後半も「自本」の一部と見ており、ひとまずはその見解に従いたい。ただし本稿では、主に伝説上の時代から王氏形成に至るまでの過程を分析対象とするため、前半部のみをここに提示する。

孝元皇后は、王莽の姑なり。莽自から黄帝の後たるを謂ふ。其れ自本に曰く、「黄帝 姓は姚氏、八世にして虞舜を生む。舜 嬀汭に起り、嬀を以て姓と為す。周武王に至りて舜の後嬀滿を陳に封ず。是れ胡公為り。十三世して完を生む。完 字は敬仲、齊に犇<sup>はし</sup>り、齊桓公以て

卿と為す。田氏を姓とす。十一世にして田和 齊国を有し二世にして王と称す。王建に至りて秦の滅ぼす所と為る。項羽起り、建の孫安を封じて濟北王と為す。漢興るに至り、安 国を失ひ、齊人之を王家と謂ひ、因りて以て氏と為す。<sup>10)</sup>

前漢の後半期、元城王氏は、一族内の娘の王政君が元帝の皇后となったことで、帝室の外戚となり権勢を誇る。王政君の甥の王莽も、その勢に乗じて出世し、初始元年（八）、遂には漢の皇太子劉嬰から禪讓を受けるかたちで、真皇帝に即位し、新王朝を建てる。翌年の始建国元年（九）、王莽は様々な改制を行い、その一環として帝室の名籍の管理に関わる機構も刷新させた<sup>11)</sup>。その際に出した策命文の冒頭には、「自本」の内容とよく似た王莽自身の世系について言及されている（以下「策命」と表記する）。

莽又た曰く、「予前に撰に在りし時、郊宮を建て、祧廟を定め、社稷を立つるに、神祇報況し、或いは光上より下に復し、流れて烏と為り、或いは黄氣熏蒸にして、昭耀章明にして、以て黄・虞の烈を著す。黄帝より濟南伯

王に至るまで、祖世に氏姓五有り。黄帝の二十五子、厥の姓を分賜すること十有二氏。虞帝の先、姓を受けて姚と曰ひ、其れ陶唐に在りては媯と曰ひ、周に在りては陳

と曰ひ、齊に在りては田と曰ひ、済南に在りては王と曰ふ。予伏して念へらく、皇初祖考黄帝・皇始祖考虞帝は

以て明堂に宗祀し、宜しく祖宗の親廟を序すべし。其れ祖廟五、親廟四を立て、后夫人も皆な配食せしむ。郊には、黄帝を祀して以て天に配し、黄后は以て地に配す。新都侯東弟を以て大禩と為し、歳時に以て祀る。姚・

媯・陳・田・王氏の凡そ五姓は、皆黄・虞の苗裔にして、予の同族なり。『書』に云はざるか、「九族を惇序す」と。其れ天下をして此の五姓の名籍を秩宗に上げて、皆な以て宗室と為さしめよ。世々復し、与かる所有る無かれ。其れ元城王氏は、相嫁娶せしむること勿れ。族を別ち親を理むるを以てなり」と。陳崇を封じて統陸侯と為し、胡王の後を奉らしむ。田豊を世陸侯と為し、敬王の後を奉らしむ。<sup>12)</sup>

詳細な分析は第四章で行うが、一見して分かるように、前半部分で述べられている王氏の系譜は、「自本」の内容と重

複する点が多い。以下、「自本」と「策命」との比較を中心として、両者の意義について探っていきたい。

## (二) 「自本」に含まれる問題点

「自本」で語られる王氏の祖先は、黄帝や舜など伝説上の人物にまで及び、到底そのまま信じられるものではない。だがそれでも従来の研究において「自本」が用いられてきた理由には、黄帝や舜の持つ象徴性から、王莽が「自本」に込めた政治的意図を読み取ることができたからである。

しかし「自本」の内容には、それ自体に違和感を覚える箇所も少なくない。例えば、先ほど挙げた「自本」と「策命」の記述を比較すると、黄帝の姓について微妙な相違が見られる。「自本」では黄帝が姚姓であると述べるが、「策命」では黄帝の子らが分族する過程で姚姓を得たと述べられているのである。だがそもそも、少なくとも現存する資料に目を通す限り、『漢書』以前において黄帝が姚姓を称したという根拠は存在しない。例えば『史記』には、以下のようにある。

黄帝は、少典の子なり。姓は公孫、名は軒轅と曰ふ。<sup>13)</sup>

また、『国語』でも次のように記されている。

昔、少典有蟠氏を娶り、黄帝・炎帝を生む。黄帝は姬水を以て成り、炎帝は姜水を以て成る。成りて徳を異にす。故に黄帝は姬為り、炎帝は姜為り。<sup>14</sup>

公孫姓であつたり姫姓であつたり、諸説はあるものの、いずれも姚姓ではない。また黄帝の子の分族説話に関しても、例えば上掲の『国語』晋語四には、さらに以下のようにある。

同姓を兄弟と為す。黄帝の子二十五人、其の同姓なる者は二人のみ。唯だ青陽と夷鼓のみ皆な己姓為り。青陽・方雷氏の甥なり。夷鼓・彤魚氏の甥なり。其の生を同じくして姓を異にする者は、四母の子にして、別れて十二姓と為る。凡そ黄帝の子は、二十五宗あり。其の姓を得る者は十四人にして十二姓と為る。姬・西・祁・己・滕・箴・任・荀・僖・媯・懷・依、是れなり。唯だ青陽と蒼林氏のみ黄帝と同じくす。故に皆姬姓為り。<sup>15</sup>

これも古い説話を引いているとはいへ、十二姓のうち姚姓

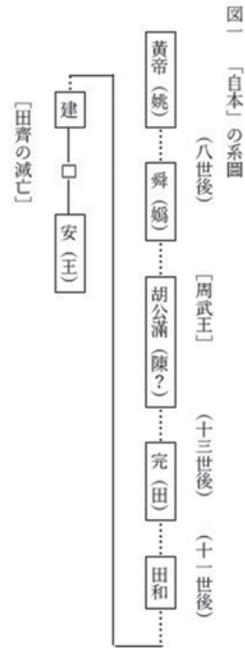
は含まれておらず、「策命」系譜の作為性は明らかである。ゆえに「自本」が黄帝を姚姓と説くのは、王莽らによる捏造と言ふことができるだろう。

このように「自本」には祖先と姓との関係において、不自然な点が見られる。それでは、なぜ「自本」では黄帝を姚姓としているのか。なぜ「自本」と「策命」とで微妙に姓に関する内容が異なっているのか。以上の疑問を皮切りにして、本稿では、祖先と姓の関係を注目し、「自本」の分析を進めていく。その手始めとして、まず黄帝の下の世代にあたる舜の姓について考えていきたい。

## 第二章 舜の姓について

### (一) 舜の姓に関する問題点

古の聖王である帝舜は、主に『尚書』堯典や『史記』五帝本紀などから、その事跡を知ることができる。過去には、『山海経』などの記述から、神話的な舜の原像を探る研究も多くなされてきた。<sup>16</sup>しかしこのような舜の神格的要素は、時代が下り説話が体系化させる過程で失われてしまい、それに代わって帝王たちの一元的な系譜が登場する。<sup>17</sup>『史記』五帝



本紀によれば、舜は黄帝の八世後裔、帝顓頊の六世後裔にあたると言うが、具体的にどのような姓を称したのかはつきり<sup>18)</sup>としない。そこで五帝本紀以外の資料から舜の姓を探ると、一つ厄介な問題に直面する。それは姚と媯という二つの姓系の重複という問題である。

ここで本題に入る前に、古代における姓氏の概観、特に周代における姓氏制の特質について整理しておきたい。

ここで特に挙げる周代の姓氏制とは、先秦時代、特に春秋時代以前の貴族層において通用していた、姓と氏の二種類の冠称を用い、本人と身分と血縁関係を表示した称谓制度を指す。<sup>19)</sup> この姓と氏の起源は殷代の氏族名号に遡るとも言われる<sup>20)</sup>が、明確に現れるのは、周代の青銅器金文においてからである。<sup>21)</sup> その後の春秋戦国時代以降に様々な言説が文書化されるなかで、姓や氏に関わる説話も多く登場する。例えば、『春秋左氏伝』隠公八年の衆仲の言には、天子が諸侯に姓を賜い、封じて氏を与えること、及び諸侯の支族や有功者が氏を得る過程が説かれている。<sup>22)</sup> また『国語』には、伯禹や四岳が治水の功により姓氏を得る話や、黄帝と炎帝が別姓となった話などが載せられている。<sup>23)</sup> このような過程において、古の帝王や賢者たちは多く姓氏の祖として結びつけられたが、一方で上

述のような黄帝を祖とする一元的な系譜を生み出す動きも見られた。戦国末の成立と言われる『世本』には、上古から戦国期までの王侯卿大夫らの系譜や姓氏などが収集されており、司馬遷も『史記』作成時に利用したと伝えられている。

秦漢期に入ると、周代のような姓と氏の体制は崩れ、ほぼ全ての人間が齊しく家名としての姓を持つこととなるが、この姓の性格は現代に至るまで基本的に変わりところがない。<sup>25</sup> 先秦時代の姓・氏と秦漢代以降の姓との間には隔たりが見られ、どのような過程を経て移行したかについては、未だ十分に一致した見解を見ない。<sup>26</sup> この前漢代は、姓そのものに対する関心が薄かったと見られ、例えば司馬遷『史記』高祖本紀に「高祖は、沛の豊邑中の陽裏の人、姓は劉氏、字は季」<sup>27</sup>などと姓と氏を混せて書く用法については、後世顧炎武から「姓氏の称は、太史公より始めて混じりて一と為る」と指摘されている。<sup>28</sup> 一方で前漢末期ともなると、京房の徒による「吹律定姓」の説が現れたように、<sup>29</sup> 姓氏への関心が見られるようになる。

姓と氏の認識が曖昧であった前漢期に対し、後漢期には姓氏の学が大きく発達する。まず章帝期の白虎観会議をもとに編纂された『白虎通』では、姓と氏の性格の違いについて明

確に論じられており、のちの王充の『論衡』においても、姓は「本姓」と「氏姓」とに分かれることが指摘されている。<sup>30</sup> 後漢期における特に重要な成果としては、王符『潜夫論』志氏姓篇と応劭『風俗通』氏姓篇が挙げられよう。両者は冒頭で氏の由来について分類し、さらに当代の諸々の姓についての起源を整理して説いている。<sup>31</sup> これ以降、豪族の勢力拡大や貴族の登場に伴い、個々の姓氏に対する関心はさらに高まり、譜牒の学的确立を見ることとなる。<sup>32</sup>

以上が古代における姓氏の概略となるが、周代の姓と氏から現代的な姓への移行と、姓氏に対する認識の変化という二つの動きから見たとき、両漢交代期に出現した王莽の系譜の存在は極めて示唆的である。

話を本筋に戻し、なにゆえ舜の姓が問題になるかと言えば、それは周代の姓と氏の性格に関わることである。この点については、顧炎武が「男子は氏を称し、女子は姓を称す。氏は一たび再伝すれば変わるべくも、姓は千万年すれども変らず」<sup>33</sup>と簡潔に説明している。つまり姓とはそもそも氏と異なり、女性が血統を表すために称し、世代が移っても改変されないものであった。このような姓の原理に則ると、一つの系統には一つの姓しかないはずであり、原則的には伝説上の

帝王も一つの姓系に属することとなる。しかし舜の場合、現存する文献の記事を集めると、姚と嬭の二つの姓族から祖と見なされている様子が窺える。次項では、これら具体的に資料を引いたうえで、舜と二姓の関係について明らかにしていきたい。

## (二) 舜と姚姓

まず舜と姚姓が関係する資料を収集すると、主に次の六例が挙げられる。ここで挙げたものは、「自本」成立以前、すなわち前漢以前の成立と目されるもの限り、類似した記事は省いている。

I 帝舜は姚姓なり（『世本』<sup>34</sup>）。

II 帝舜曰く、咨、爾費、禹の功を賛し、其れ爾に阜游を

賜ふ。爾が後嗣 將に大いに出でんとす。乃ち之に姚

姓の玉女を妻さん（『史記』<sup>35</sup>）。

III 舜閔ひて家に在り、父何ぞ以て鰥にす。堯姚に告げ

ざるに、二女何ぞ親しむ（『楚辞』<sup>36</sup>）。

IV 舜崩じ、有禹代りて興る。禹卒に受命し、乃ち姚姓を

陳に遷<sub>レ</sub>昌<sub>ニ</sub>す（『大戴礼』<sup>37</sup>）。

V 昔有過の澆は、斟灌を殺して以て斟鄩を伐ち、夏后相を滅ぼす。后の緡方に娠む。竇より逃出し、有仍に歸りて少康を生む。仍の牧正と為り、澆を慕みて能く之を戒む。澆椒をして之を求めしむ。逃げて有虞に奔り、之が庖正と為り、以て其の害を除く。虞思はに於いて之に妻すに二姚を以てす（『春秋左氏伝』<sup>38</sup>）。

VI 大荒の中、不庭の山有り、榮水焉に窮む。人有り、三身なり。帝俊の妻娥皇、此の三身の国を生む。姚姓なり。黍食す。四鳥を使ふ（『山海経』<sup>39</sup>）。

I は、舜が姚姓であると直接示す記事であるが、当の『世本』は既に散逸し完全な形では残っていない。II は『史記』において、舜が自分の娘を臣下の費に嫁がせたという記事であり、娘を姚姓と呼ぶことから舜自身も姚姓であることが窺がえる。III は『楚辞』中の文であり、堯が二人の娘を独身の舜に嫁がせた説話を背景に、舜の父を姚と表現している。IV は『大戴礼』において、舜の没後に禹が舜の子孫を陳に遷したとする記事である。ここでは舜の近い子孫を姚姓と表現している。ただしこれを後世の嬭姓国である陳に遷したとするのは、留意すべきであろう。V は『春秋左氏伝』に収められ

た説話である。夏代の騒乱のなかで、少康が逃げて虞の国に至った際に、舜の子孫である虞思が彼に二人の娘を嫁がせたという内容であり、そこで娘を二姚と表現している。またこの説話は、『楚辞』離騷中にも部分的に確認される。VIは『山海経』中の記事で、帝俊の子孫の国が姚姓であったと述べるものだが、俊と舜を同一視すべきか議論の分かれる所であり、また『山海経』の記事は断片的であるため、一応提示するだけに止める。<sup>(41)</sup>

以上列挙した資料をもとに考えれば、舜を直接姚姓と述べるものもあり、また舜の父の世代や子孫にまで姚姓が用いられている記事もあることから、舜と姚姓との関係は深いものであると言いうことができよう。

### (三) 舜と嬀姓

次に舜と嬀姓とが関係する資料を収集すると、主に次の四例となる。

Ⅷ 陳胡公満は、虞帝舜の後なり。昔舜庶人爲りし時、堯之に二女を妻し、嬀汭に居らしむ。其の後因りて

氏姓と爲し、嬀氏を姓とす（『史記』<sup>(42)</sup>）。

Ⅷ (穿封戌) 対へて曰く、……幕より瞽瞍に至るまで、命に違ふこと無し。舜之を重ぬるに明德を以てし、徳を遂に實く。遂世々之を守り、胡公に及ぶまで淫せず。故に周之に姓を賜ひて、虞帝を祀らしむ。臣聞く、盛徳は必ず百世祀らると。虞の世数未だし。継守將に斉に在らんとす。其の兆既に存す（『春秋左氏伝』<sup>(43)</sup>）。

Ⅸ (嬀氏は) 帝舜の後なり。舜嬀汭に生まれ、子孫焉を氏とす（『世本』<sup>(44)</sup>）。

X 帝曰く、咨、四岳、朕在位すること七十載、汝能く命を庸ふ。朕が位を異め。岳曰く、否徳なれば帝位を忝めん。曰く、明明として側陋より揚げよと。師々帝に錫りて曰く、「鰥の下に在る有り、虞舜と曰ふ」と。帝曰く、「前り。予も聞く。如何」と。岳曰く、「瞽の子なり。父は頑、母は隳、象は傲なれども、克く諸ぐるに孝を以てす。烝烝として、又めて姦に格らざらむ」と。帝曰く、「我其れ試みんかな」と。時に于て、厥の二女を刑するを觀んとして、二女を嬀汭に釐降して、虞に嬀す。帝曰く、「欽めるかな」と。（『尚書』<sup>(45)</sup>）。

Ⅶは舜が堯の娘を娶った際に嬀汭に居たことから、舜の後

裔が媯を姓としたという内容である。この文章は『史記』陳杞世家に収められており、特に陳氏に関連して述べられている。Ⅷは『春秋左氏伝』に記された穿封戌の言葉であり、舜の祖先から子孫の胡公まで功德を守り伝えたことから周王から姓を賜ったと語られている。ここでは直接媯姓と書かれていないものの、『春秋左氏伝』では一貫して陳氏を媯姓として扱っており、舜と媯姓との関係を示すものには違いない。Ⅸは先ほども挙げた『世本』の文であり、媯氏が帝舜の後裔であることを述べる。ここで留意すべきは、媯を姓ではなく氏として扱っている点である。後述するが、媯を氏と見ることは『説文解字』にも通じる所がある。Ⅹは『尚書』堯典の記事であり、堯が娘を舜に嫁がせた説話だが、ここでは舜に嫁がせる際に地名の媯汭という表現を用いているため、正確に言えば媯姓に直接関わる記事ではない。

以上列挙した資料をもとに考えれば、舜と媯姓との関係は媯姓と比べて希薄と言わざるを得ない。特に古い時代の文献では舜その人を媯姓と示す根拠が見当たらず、あくまで舜の子孫にあたる陳氏が媯姓であると間接的な関係を示唆するに止まる。<sup>(46)</sup>

### 第三章 「自本」の構成

#### (一) 「自本」の独自性

前章では、本来一つの姓しか持ち得ないはずの舜という一人格が、二つの姓系の祖と見なされている点に問題があると指摘した。それではこの矛盾に対して、後世どのように解釈し、統合が図られたのかについて、二つの主要な解釈事例を挙げたうえで、「自本」の独自性について考えていきたい。

第一の方法は、姚と媯の二字を併称したと見る考え方である。ただしこの実例は極めて少なく、一般的なものではない。一例を挙げると、現行の許慎『説文解字』卷十三 女部には、姚・媯の字を以下のように解く。

姚、虞舜姚虚に居り、因りて以て姓と為す。  
媯、虞舜媯汭に居り、因りて以て氏と為す。<sup>(47)</sup>

これについて許慎が直接、舜が姚と媯を同時に併称したと論じているわけではない。ただ姓字を列挙するなかで媯字のみ氏と解くことから判断すれば、姚と媯が重複するという矛

盾を、姓と氏という性質の異なる名号に分けることで、一応の解決をつけたと読み取れることができるのである。この点は後世において、多少の議論を引き起こした。明末に毛晋・毛扆父子は汲古閣本『説文解字』を刊行したが、その際に、媯の条の「因以為氏」を「因以為姓」に改めた。これに対し、段玉裁は『説文解字注』卷十三女部媯の注において、

氏は、各旧本及び集韻・類篇も皆同じ。毛斧季の剗改して姓と為すは、非なり。<sup>46</sup>

と批判し再度改めた。あくまで媯を姓と見る毛扆の判断も尤もだが、姓を一つと見る原理に則れば、齟齬が生じてしまう。実のところ段玉裁が主張する氏とは、後世に姓へと転化する氏姓と見ているため、次に挙げる第二の手法との折衷とも言うことができる。

第二の方法は、系譜上において改姓が行われたという考え方である。これも本来姓は不変であるはずなので、原理的には正しくないのであるが、様々な文献には賜姓説話が残されているため、用いられることが多い。ただし、系譜上のどの段階で改姓が行われたのかという点で、更に三つの見解に分

かれる。

最も主要なものは、舜の代では姚姓を称していたが、時代が下り、周の初めに舜の子孫の満が陳国に封ぜられ、その際に媯姓を賜ったとみるものである。その根拠となる資料が、前の第二章の(三)で挙げた、『史記』陳杞世家と『春秋左氏伝』昭公八年の伝文である。既に述べたように、この二つの資料では、舜の子孫が新たに媯姓を称したことを示しているが、必ずしもそれ以前に姚姓を称していたとは明言していない点に注意が要る。

それとは別に、舜以前で既に媯姓を称しており、舜の代において姚姓に改めたとする見解もある。時代は下るが、張守節『史記正義』五帝本紀の注には以下のようにある。

瞽叟姓は媯なり。妻握登と曰ふ。大虹を見て意感じ舜を姚墟に生む。故に姓は姚なり。<sup>50</sup>

これは特異な見解であり、媯と姚の両姓が舜に関わるものの、瞽叟が媯姓を称すというのは典拠が不明である。

第三の見解は、舜の祖先が姚姓を称しており、舜の代において媯姓へ改められたと見るものである。この見解を採るも

のは、本稿で言うところの「自本」と「策命」であるが、こちらにも王莽以降で全く賛同されない独特な解釈である。また同世代における姓の重複がない点は改姓説の特徴であるが、「自本」の場合、周代の姓と氏、さらに漢代以降の姓とが同質なものとして並列されている点も注目すべきであろう。

## (二)「自本」の作成過程

次に「自本」の作成過程を追い、その独自性がどのように生じたのか考えていきたい。

まず考察を進める上で、一つの仮説を設定する。それは、「自本」の系譜は構造上、新しい時代から古い時代へ遡るよううにして形成されたというものである。あるいは、新しい時代の記述を土台として、古い時代の記述を接合させたと換言することもできるだろう。このように設定する根拠として、新しい時代の方が記憶の面でも資料の面でも確定性が高いことがまず挙げられる。以上の視点に基づき、第一に王莽と元城王氏との関係を、第二に元城王氏と斉の田氏との関係を、第三に斉の田氏と陳氏との関係を、第四に陳氏と舜との関係を、第五に舜と黄帝との関係をそれぞれ追っていく。

まず王莽と元城王氏との関係については、『漢書』の元后

伝と王莽伝から知ることができる。王莽の台頭は元城王氏であることに根差しており、疑いの余地はない。

次に元城王氏と斉の田氏との関係について。『漢書』元后伝に、元城王氏がもと濟南の本籍を置いていたが、東平陵の終氏と諍いが起こったため、魏郡元城県に徙つたという経緯が述べられている<sup>51</sup>。また同じく『漢書』楚元王伝に記載された劉向の発言に、元城王氏の祖先の墓が濟南にあることが示唆されている<sup>52</sup>。以上から、元城王氏がもと濟南の地にいたことは、十分に認められよう。濟南は戦国時代の斉の地であり、その後、濟北王田安が領した地でもある。実際に血縁関係があるかはともかく、濟南を原籍とする王氏が斉の田氏を祖と称したことは、理屈のうえでは自然である。ただし、「自本」に「田氏を姓とす」と書かれているが、本来田とは周代姓氏制で謂う所の氏であり、田氏の姓は、陳氏と同様であれば、嬌姓のほずである。もし姓氏を一元化して田を姓と見なし、かつ姓の重複を避けるのであれば、田氏は嬌姓でないこととなる。

第三に田氏と陳氏との関係について、田氏が陳氏を祖とすることは、例えば『史記』田敬仲完世家にその経緯が記されている<sup>53</sup>。ゆえに田氏まで遡った系譜を、さらに陳氏へ繋げる

ことに無理はない。ただしここでも田氏の場合と同じく姓と氏の問題が生じる。「自本」では、陳のみが姓か氏として称せられたものと明言していない。しかし「策命」では「黄帝より済南伯王に至るまで、祖世に氏姓五有り。……周に在りては陳と曰ひ」として、やはり他と同列に扱うものと見て良いだろう。本来陳とは国名であり、また周代姓氏制で謂う所の氏である。<sup>54</sup>ところで陳氏が嫡姓を称したという事実は、『左伝』等において、陳国の侯女の名に嫡字が含まれていることから明らかである。<sup>55</sup>劉歆が古文学を興し、王莽が革命を正当化させるうえで、『左伝』に依拠したことは、従来の研究で既に指摘されている。<sup>56</sup>そうすると陳氏の世代において、陳と嫡の二姓が重複してしまいかねない。そこで田氏の時と同様、ここでも陳氏は嫡姓でないこととなる。いささか穿った見方をすれば、陳のみが「自本」において姓か氏として扱われていないのは、あるいは陳氏が嫡姓であることが文献上明白であるため、陳を姓としたと明言することが憚られたのかもしれない。

第四に陳氏と舜との関係について、陳氏が舜の子孫であるという言説が、『史記』や『左伝』に見られることは、第二章で既に述べた通りである。ゆえに系譜を作成するうえで、

陳氏から舜へ遡らせることは理解可能である。しかし問題は舜の姓についてである。もし舜の姓を姚姓と見なすならば、陳氏から外れた嫡姓は行き場を失い、王莽の系譜から外れかねない。また『史記』や『左伝』に基づけば、陳氏は姚姓を称することがないため、舜から陳氏への接続が不自然なものとなる。結局、陳氏と舜を血統で結ぶためには、嫡姓を陳氏から繰り上げて、舜の世代で称したものと理解することが、順当となるのである。

最後に舜と黄帝との関係について、舜が黄帝の子孫だと見なすのは、『史記』五帝本紀等に依拠すれば、容易に説明可能である。<sup>57</sup>こうして王莽から黄帝までの祖系を一本で繋ぐことが可能となった。しかし、こちらも姓の問題が残る。第二章で明らかにしたように、舜が姚姓を称したとする根拠は十分にあるが、王莽の系譜では、姓氏を一元化し、かつ陳氏と舜とを直接繋げたため、舜が嫡姓を称したと説明せざるを得なくなった。それでもなお舜と姚姓との関係を維持するならば、今度は姚姓が舜の上の世代に繰り上げられることとなる。第一章にて、「自本」と「策命」における黄帝の姓の記述が異なると指摘したが、そもそも姚姓を舜より上の世代に受け持たせることこそ、最も肝要であったのだと考えられ

	姓	氏	「自本」の姓
黄帝	公孫、姬？		姚
帝舜	姚？	虞	媯
陳氏	媯	陳	陳
田氏	媯	田	田
王氏	(媯)	王	王

図四 自本の形成過程

る。ここまで王莽の系譜の形成過程を追ってきたが、注目すべきは、祖先と姓との対応関係を整理しようとする強い意識である。舜に媯姓を、黄帝に姚姓を配したことも、系譜を一直線上にしたうえで祖先と姓を対応させるためであり、そうしてこの系譜の上では、著名な祖先はそれぞれ姓の代表者にもなる。しかしそうなると、なぜこうまでして祖先と姓との関係を整える必要があったのかという、新たな問題が生じる。次章では、その現実的政治的な意義について、検討していきたい。

#### 第四章 「自本」の政治性

##### (一) 王莽の九廟

「自本」と「策命」の系譜記事は、両者非常に近い内容を持つものの、前者が純粹に王氏の源流を説くのに対し、後者は政治的意図を持った詔令という点で、資料としての性質が異なる。つまり「策命」においては、系譜記事は後半部の本旨を裏支えるものに過ぎない。その本旨とは、まず姚媯陳田という王氏に先立つ四つの氏姓を挙げたうえで、宗廟を整理し、王氏周辺の宗族を管理させることである。ただしこの

段階では、宗廟の構成について言及したのみであり、実際には黄帝や帝舜は元始年間に建てられた明堂に祀られている。<sup>(58)</sup> この王莽が描いた宗廟の構成について着目すると、不毀の五祖廟と親尽して佚毀される四親廟の計九廟を構想していることが分かる。

この王莽の九廟の特徴を知るためには、まずそれ以前の宗廟制度の沿革を明らかにしたうえで、比較検証することが求められる。前漢期の宗廟制に関する議論については『漢書』韋賢伝に具に記されており、その議論の内容は藤川正數氏が既に論じているように、郡国廟や皇考廟の可否、不毀の祖廟の配分、廟数など多岐にわたる。<sup>(59)</sup> その不毀廟と廟数について見ると、元帝期には議論のすえに周代に倣い七廟を基礎とすることで落ち着いたが、残り五廟の配置、特に武帝廟を不毀廟か迭毀廟かにするかで変わることがあった。哀帝期には再び武帝廟をめぐる議論が巻き起こったが、その際に王舜・劉歆らは、七廟を「常教」とするものの、殷代の事例を引いて「宗」（不毀廟）の数を不定であるものと主張した。この宗不定説を背景に、平帝期には宣帝と元帝、さらにのちに成帝と平帝が不毀廟となり、また既に恵帝と景帝が再度親廟を立てられたことで、前漢末期には最終的に不毀廟七・迭

毀廟に収まったと言われる。<sup>(60)</sup>

目黒杏子氏は以上の沿革を詳細に分析したうえで、王莽の九廟の構成を比較し、それが「歴史的特異」としたうえで、一方で親廟四の教に着目し、かつての韋元成らの説が継承されているものと見る。<sup>(61)</sup> ここで五祖廟に目を向けると、確かに数も異例ながら、注目すべきは、その内訳であろう。上述の通り、王莽は始建国元年に「策命」を出して宗廟の構成について言及したが、実際に着手するのは、反乱が過激化する地皇元（後二〇）年のことであり、完成は更に二年後の地皇三（後二二）年になる。『漢書』王莽伝には、九廟の構成を以下のように記している。

九廟は、一に黄帝太初祖廟と曰ひ、二に帝虞始祖昭廟と曰ひ、三に陳胡王統祖穆廟と曰ひ、四に齊敬王世祖昭廟と曰ひ、五に濟北愍王王祖穆廟と曰ひ、凡そ五廟は墮たずと云ふ。六に濟南伯王尊禰昭廟と曰ひ、七に元城孺王尊禰穆廟と曰ひ、八に陽平頃王威禰昭廟と曰ひ、九に新都顛王威禰穆廟と曰ひ。<sup>(62)</sup>

各宗廟には被祀者の名号を配し、それぞれ順番に、黄帝・

舜・陳胡公滿・齊敬王田完・濟北王田安・王遂・王賀・王

禁・王曼が祀られ、黄帝以下は昭穆へ配置されている。黄帝から田安までの五廟は祖廟にあたり、王遂以下の四廟は直近の祖先を祀る親廟である。ここで祖廟の構成を見ると、被祀者の五名は、「自本」や「策命」に記載された祖先と重なっていることが分かる。「自本」には五名の他にも、田和や王建（田建）の名も記している。亡国の君である田建はともかく、一見すると、田斉最初の君主である田和の業績は、田完や田安にも劣らぬように思える。しかし田和ではなく、田完が採られた理由は、「自本」において田完から「田氏を姓と」したこと、そして田安から「(王を) 氏と為」したこととに因るものと言えるだろう。これは「策命」において、「黄帝より済南伯王に至るまで、祖姓に五有り」と述べ、続けて宗廟について言及することからも明らかである。第三章では、王莽の系譜における祖先と姓との関係は、意図的に整合されたものであることを論じた。そうであれば、この宗廟の構成も、姚嬀陳田王の五姓の代表者を半永久的に祀るため、意識的に選別されたものであると認めることができる。

## (二) 王莽の宗族

「策命」では、宗廟の設立に続けて、姚嬀陳田王の五姓を王莽の同族と見なし、名籍に収めて秩宗に管理させる旨が示されている。

そもそも前漢王朝において、皇族の名籍の管理は宗正（宗伯）の職掌であったが、始建国元年における王莽の改制によって、宗正が秩宗（太常）へと併合された<sup>64</sup>。当然ながら「策命」で王莽が秩宗に管理させると命じたことは、このことに関連する。太常とは宗廟の管理や祭祀を司る職官であり、宗正と職掌が重複していることはなく、過去に併合された前例もない。この秩宗について知るためには、まず宗正という役職の特殊性について知る必要がある。

宗正について楯身智志氏は、皇帝から血縁的に距離のある同姓者（劉姓）が任じられ、皇室と同姓諸侯王家との仲介役を務めていたと指摘する<sup>65</sup>。つまり宗正は単に皇籍を管理するだけでなく、皇帝の親族たちとの折衝も務めるため、その血縁上の立ち位置が、職務を果たすうえで重要であった。それでは、宗正の職掌をも継承した秩宗の場合、宗正と同様に同族間の仲介役としての任務や、任命されるための身分上の条件があったのだろうか。しかし現存する史料からでは、秩宗



尹、それに周・殷・周公・孔子であり、その顔ぶれから王莽の崇拜対象が読み取れる。また黄帝を首とするのは帝繫の歴史観にもとづくものであり、少昊を含めるのは、劉歆「世経」の歴史観である。<sup>72</sup>この両者を折衷することで、王莽は相生説の五徳終始説と漢新の偉大な二系統を称揚することを同時に成立させている。これも「自本」同様、古史を利用し僅かに操作することで、意図的に新たな観念的世界像の創出を試みたものである。

そもそも宗族とは、例えば『白虎通』宗族に「宗とは、何の謂ぞや。宗は尊なり。先祖を主と為すは、宗人の尊ぶ所なり。……大宗は能く小宗を率い、小宗は能く群弟を率い、其の有無を通じて、族人を紀理する所以の者なり」と言うように、同祖関係をもとにして統族機能を持った血縁的集団を指す。このような同宗族内の協力関係は、当然に政治の場にも影響を及ぼす。かつて好並隆司氏は、前漢後半期の君主政治の性格について、外朝の官僚に拠る専制的な皇帝の支配と内朝の外戚に拠る天子の支配という二項を用いて説明した。<sup>74</sup>後者の状況においては、同族関係によって勢力を広げた外戚集団が内朝を掌握し、姻族としての君主を含め、血縁的な共同体による支配が執り行われていた。

王莽政権の特徴として、異姓者を内包し拡大した宗族の存在を挙げるとは、すでに楊永俊氏や郭善兵氏の論説においても指摘されている。<sup>75</sup>しかしこの五姓の関係を、単純に宗族としての機能を拡大させたものと見て良いのかは疑問である。また楊氏は舜を祖とするために仕方なく他の四姓を同族と見なさざるを得なかったと消極的に評価しているが、前章で見た通り、王莽はわざわざ姓と祖先との関係を調整してまで五姓の根拠を明確にしており、四姓者の立ち位置については、さらに踏み込んだ考察が求められる。

### (三) 同姓不婚

王莽が四姓に同宗関係に擬した特殊な地位を与えた意図として、当然新政権を建てるに及んで、協力者を増やし、確固たる勢力を築きたかったという意図のあることは、指摘されよう。<sup>76</sup>しかし問題は、その地位の具体的な性格、特に王氏皇族との距離である。そこで最後に、「策命」末部にある「其れ元城王氏は、相嫁娶せしむること勿れ。族を別つを以て親を理む」の文章に着目したい。ここで語られている原理は、所謂同姓不婚の禁忌である。

同姓不婚とは、同姓者同士の婚姻を禁止した慣習であり、

その歴史は古い。例えば『礼記』に、「妻を取るに同姓を取らず。故に妾を買ふに其の姓を知らざれば則ち之をトふ<sup>77)</sup>」などと言うものが有名である。また『左伝』では、僖公二十三年の叔詹の諫言において、「男女同姓なれば、其の生蕃らず<sup>78)</sup>」として同姓婚を忌む意義が述べられている。しかし慣習として実際にどれだけ守られていたのかは不明であり、春秋時代には諸侯が同姓婚を結ぶ例も多くみられる。時代が下り、法制度が整備されるようになると、同姓不婚の禁忌も明文化され罰則を伴うようになる<sup>79)</sup>。このように同姓不婚は中国史上を通じて長く通用されていた理念だが、時代によってその現実的な扱われ方は随分と違っていたのである。

漢代の状況について、鶴間和幸氏の研究によれば、豪族の婚姻事例から判断すると、同姓不婚の適用範囲は徙居の関わらない同県同姓者間に限られていたと論じられている<sup>80)</sup>。つまり同一地域内の同姓間でのみ禁忌として機能し、本貫を遷した場合も元同県同姓者であっても咎められることはなかったという。この徙居に関しては、王莽の近祖元城王氏も元は濟南郡東平陵に居たが後に魏郡元城県に徙った事情がある。王莽の正妻は濟南郡の王詵の娘であり古くは同県同姓者である<sup>81)</sup>が、鶴間氏の説によれば徙居を経ていたので問題がないとい

うことになる。

王莽は即位後にも為政者として、様々な姓を扱った施策を行っている。まず「策命」の場合、王莽は全くの異姓者である姚嬀陳田の四姓を、同祖であるという理由で不婚の対象としている。四姓者は当然姓も異なれば本貫も多様であり、この時点で現実的な慣習からはかけ離れたものとなっている。次に同じく始建国元年の「策命」発布の後、革命に協力的であった大量の劉姓者に王姓を賜った際には、劉歆の娘が王莽の息子と既に婚姻しているという理由から除外している<sup>82)</sup>。逆に考えると、新たに王姓となった元劉姓者は、王莽の皇族との通婚を禁じられていたとみて問題ないだろう。四姓者の場合、擬制的ではあるが同祖同血という名目が存在していた。しかし新王姓者の場合は、血統の差異は明確であり全く事情が異なる。以上から、王莽の積極的に同姓不婚の原理を適用する様子が読み取れる。

同姓不婚の意義について尾形勇氏は、異姓に対しては通婚を増加させることで連帯性を生じさせ、同姓に対しては同姓関係を確認することで従来の紐帯を保持するという二重の社会的機能を指摘している<sup>83)</sup>。しかし本来がどうであれ、実際には通婚を禁ずることで、分断を促進していく機能が存在した

であろうことも十分に想定し得る。<sup>84</sup>

このような王莽の姿勢について少し踏み込んで考えると、伝統的な経学的理念に則る以外にも、政権が厚遇する宗族と王氏皇族との通婚を妨害する意図があったのではないだろうか。外戚の権勢によって台頭した王莽こそ、真に外戚の脅威を知る者である。王莽政権下の姚嬀陳田の四姓者は、皇籍に名を連ねて半永久的に高い地位を世襲できるが、同姓親族のような皇位継承の可能性はなく、外戚となつて国政を壟断する道もない浮遊した集団となる。しかし以上はあくまで可能性の域を出ない。王莽の新朝はわずか十五年ほどで崩壊する。四姓者で史書に名を残した者は少なく、<sup>85</sup>長期的にどのような役割を果たしたかは知るべくもない。

好並隆司氏は漢代後半期の皇帝の性格と王莽が台頭していく過程を追い、王莽政権が「個別的臣下僚支配」と「血縁的同族による支配」との間で「矛盾」した状態にあったことを主張した。<sup>86</sup>王莽は王氏の外戚体制から台頭したが、一方でその権力を凝集させていく過程で、実子を含む多くの血縁親族を切り捨てている。<sup>87</sup>そうして目指した先は漢の武帝が築き上げたような官僚支配体制であり、そのずれに不安要素があったのだと、氏は説く。しかしその「矛盾」は、ただ王莽が意

図せず陥つた事態なのだろうか。本稿では、王莽が積極的に古史を利用し、新たな擬制的宗族像を創出する過程を論じてきた。それはただ政治的結果に振り回されるだけの姿ではない。宗族体制と脱宗族の間で揺れながらも、その「矛盾」を飲み込み、新たな秩序体系を再構築させようと努める姿が垣間見られる。

## おわりに

あらためて「日本」の作成過程を辿ると、まず舜を接点とする姚と嬀の二つの系統を一つの直線状に組み直し、古の姓と氏を同質の姓として各々一祖に割り当てることで完成されている。そのうえで王莽は、「日本」をもとに、同祖関係すら怪しい異姓者をさも同宗者のごとく見なして、現実政治のうえでその身分を保証してしまった。ここには複数の歴史認識に関わる問題が潜んでいる。第一に舜の伝説の曖昧さ、第二に周代の姓氏と漢代以降の姓の相違、及び前漢期における姓氏の学の未発達、第三に帝繫説の普遍性である。つまり上古の歴史が曖昧であり、かつ極めて多くの姓が遡ると黄帝に包括されるなかで、同祖異姓や同姓異祖をどこまで認めるか

という問題である。この問題は決して王莽に限ったことではない。

例えば、三国時代、魏の陳矯はもともと広陵の劉氏の出であるが、後に劉氏の娘を娶ったために非難された。そのとき、岳父の劉頌は、以下のように反論した。

舜の後の姚・虞・陳・田は、本と根系を同じくするも、世々皆な婚を為し、礼律禁ぜず。今此れと同義にして、婚を為すも可なり。<sup>88)</sup>

また明の謝肇淪は『五雜俎』において、以下のように言う。

婚姻は但だ当に門地のみを論ずべからず。亦た当に姓の自る所を考すべし。姚・陳・胡・田の如きは、皆な舜の後なり。姫・周・魯・衛・曹・鄭は、皆な武王の後なり。俱に宜しく婚を為すべからず。其の余も以て推類すべし。<sup>89)</sup>

ともに時代も結論も異なるが、問題意識は「策命」のものとして変わらない。王莽の独自性とは、このような曖昧な

状況を逆手に取って、新たな世界像や宗族体系を模索した点にこそある。「自本」とは、前漢末という時代と王莽という人物がいたからこそ作り得た系譜であった。

王莽以降の人々が、この問題に対しどのように臨んでいったのかについては、今後の課題としていきたい。

## 注

(1) 贊曰、王莽始起外戚、折節力行、以要名譽、宗族称孝、師友帰仁。及其居位輔政、成・哀之際、勤勞国家、直道而行、動見称述。豈所謂、在家必聞、在国必聞、色取仁而行違者邪。莽既不仁而有佞邪之材、又乘四父歷世之權、遭漢中微、国統三絶、而太后寿考為之宗主、故得肆其姦慝、以成篡盜之禍。推是言之、亦天時、非人力之致矣。及其窃位南面、処非所拠、顛覆之勢險於桀紂、而莽晏然自以黃・虞復出也。乃始恣睢、奮其威詐、天虐民、窮凶惡極、毒流諸夏、乱延蛮貉、猶未足逞其欲焉。(『漢書』王莽伝)

(2) 王莽の「自本」について、顧頡剛「五德終始説下的政治和歷史」(『古史辨』第五册、開明書店、一九九二年所収)が、「王莽有了一個高貴的世系、又有兩個興盛的予兆、他就被証明為有做皇帝的資格了。……王莽的自本、我們審查之後、它的真意義可以宣布了。一、他為黃帝之後、黃帝的土德是表現在他的名号上的、永遠不變的、故他亦必拋有土德。二、他為舜後、漢為堯後、舜是受堯的禪讓的故事複演一回。三、『陰為陽雄、』故他応藉了姑母的力量而得国…『土火相乘、』故他応以土德代漢的

火徳」と論じるのが簡潔である。つまり漢を火徳の堯に、王莽自身を土徳の舜になぞらえることで、伝説的な禪讓革命を再現しつつ、相生説による五徳終始説の原理をも利用し、漢新革命も正当化しようとした。この点に關しては、日本でも他にも多くの研究がある。例えば、渡邊さおり「王莽の易姓禪讓革命について」(『東海史学第二十九号』、一九九四年)ではこの象徴性について論じられており、渡邊義浩「王莽の革命と古文化」(『東洋研究』一七九号、二〇一一年、のち上掲著書に収録)は、王莽と古文学との關係に着目してより深く掘り進めている。前漢期の五行説の沿革や、漢堯後説に関する研究については、さらに枚挙にいとまがない。最後に、前漢末期の思想的状況については、齋木哲郎「西漢後期の宗教意識と儒教」(『鳴門教育大学研究紀要(人文・社会科学編)』第十卷、一九九五年)、同「王莽と漢代の儒教―その儒家思想史における位置付け―」(『鳴門教育大学研究紀要(人文・社会科学編)』第十一卷、一九九六年)を参考とした。

- (3) 鄧楽群「王莽宗舜代漢的政治権謀及其歴史効応」(『寧夏社会科学』二〇〇四年第六期(総一二七期))。
- (4) 郭善兵「中国古代帝王宗廟礼制研究」人民出版社、二〇〇七年。
- (5) 張楠「王氏家族与新室代漢」(『天中学刊』第三六卷第一期、二〇一一年)。
- (6) 好並隆司「新朝の成立・王莽の登極過程」(『別府大学大学院紀要』四、二〇〇二年)。
- (7) 東晋次「王莽 儒家の理想に憑かれた男」(白帝社、二〇〇三年)。
- (8) 古橋紀宏「王莽の『孝経』解釈とその明堂祭祀」(『文学研究』第二十八号、二〇一七年)。
- (9) 板野長八「班固の漢王朝神話」(『歴史学研究』四七九号、一九八〇年)。また狩野直禎「王莽の出自」(『聖心女子大学論

叢』二十八号、一九六六年)も参照。

- (10) 孝元皇后、王莽之姑也。莽自謂黃帝之後。其自本曰、黃帝姓姚氏、八世生虞舜。舜起媯汭、以媯為姓。至周武王封舜後媯滿於陳。是為胡公。十三世生完。完字敬仲、犇齊、齊桓公以為卿。姓田氏。十一世、田和有齊國、世稱王。至王建為秦所滅。項羽起、封建孫安為濟北王。至漢興、安失國、齊人謂之王家、因以為氏。(『漢書』元后伝)

- (11) 王莽の事跡については、『漢書』王莽伝、及び東晋次「王莽 儒家の理想に憑かれた男」(白帝社、二〇〇三年)、渡邊義浩「王莽 改革者の孤独」(あじあブックス〇七四、大修館書店、二〇一二年)も参照。

- (12) 莽又曰、予前在時、建郊宮、定祫廟、立社稷、神祇報況、或光自上復于下、流為鳥、或黃氣熏蒸、昭耀章明、以著黃、虞之烈焉。自黃帝至于濟南伯王、而祖世氏姓有五矣。黃帝二十五子、分賜厥姓十有二氏。虞帝之先、受姓曰姚、其在陶唐曰媯、在周曰陳、在齊曰田、在濟南曰王。予伏念皇初祖考黃帝、皇始祖考虞帝、以宗祀于明堂、宜序於祖宗之親廟。其立祖廟五、親廟四、后夫人皆配食。郊祀黃帝以配天、黃后以配地。以新都侯東弟為大祿、歲時以祀。家之所尚、種祀天下。姚・媯・陳・田・王氏凡五姓者、皆黃・虞苗裔、予之同族也。書不云乎、惇序九族。其令天下上此五姓名籍于秩宗、皆以為宗室。世世復、無有所与。其元城王氏、勿令相嫁娶。以別族理親焉。封陳崇為統陸侯、奉胡王後。田豐為世陸侯、奉敬王後。(『漢書』王莽伝)
- (13) 黃帝者、少典之子。姓公孫、名曰軒轅。(『史記』五帝本紀)
- (14) 昔少典娶于有蟠氏、生黃帝・炎帝。黃帝以姬水成、炎帝以姜水成。成而異德。故黃帝為媯、炎帝為姜。(『國語』晋語四)
- (15) 同姓為兄弟。黃帝之子二十五人、其同姓者二人而已。唯青陽与夷鼓皆為己姓。青陽、方雷氏之甥也。夷鼓、彤魚氏之甥也。

其同生而異姓者、四母之子別為十二姓。凡黃帝之子、二十五宗、其得姓者十四人為十二姓。姬・西・祁・己・滕・箴・任・荀・嬴・姁・懷・依、是也。唯青陽与蒼林氏同于黃帝、故皆為姬姓。

〔国語〕晋語四)

(16) 例えば、白川静「殷王朝の神話」(『白川静全集第六卷 神話と思想』平凡社、一九九九年)では、舜が元は商族に祀られた太陽神であったと論じる。御手洗勝「帝舜の傳説について」(『紀要』第二十八卷一号、一九六八年、のち『古代中國の神々』古代傳説の研究)創文社、一九八四年に収録)は同様に商族の神とするものの、舜の農耕説話なども引いたうえで田神や農神としての性格を指摘する。青木正兒「堯舜傳説の構成」(『青木正兒全集』第二卷、春秋社、一九七〇年)では、一地方英雄神であった舜が、後世の儒家によって誇張され聖王として崇められたと主張する。佐藤長「堯舜禹傳説の成立について」(『中國古代史論考』朋友書店、二〇〇〇年)は舜の説話に関わる地名を精査することで、殷代山東地域の農業神としての面を指摘した。楊寛「中國上古史學導論」(『古史辨』第六冊、開明書店、一九九二年所収)第七編、舜与帝俊大傳でも、舜はもと『山海經』の俊を起源とした殷人東夷の帝であると説く。

(17) 上掲の白川静著書、第七章「古帝王の系譜」を参照。

(18) 虞舜は、名は重華と曰ふ。重華の父は瞽叟と曰ひ、瞽叟の父は橋牛と曰ひ、橋牛の父は句望と曰ひ、句望の父は敬康と曰ひ、敬康の父は窮蟬と曰ひ、窮蟬の父は帝顓頊と曰ひ、顓頊の父は昌意と曰ふ。以て舜に至るまで七世あり。

虞舜者、名曰重華。重華父曰瞽叟、瞽叟父曰橋牛、橋牛父曰句望、句望父曰敬康、敬康父曰窮蟬、窮蟬父曰帝顓頊、顓頊父曰昌意、以至舜七世矣。(『史記』五帝本紀)

(19) 古代の姓氏に関する研究については、代表的なものとして、

諸橋徹次「支那の家族制」(大修館書店、一九四〇年)、加藤常賢「支那古代家族制度研究」(岩波書店、一九四〇年)、江頭廣『姓考』(風間書房、一九七〇年)、尾形勇「中国古代の「家」と国家」(岩波書店、一九七九年)等がある。そのほかにも本稿では、陳黎「商周姓氏制度研究」(商務印書館、二〇〇七年)などを参考とした。

(20) 上掲陳黎著書参考。卜辞に見える氏族名号は、収族や婚姻を分けるような広義の姓のごとき性格は見られるが、男女で名を分けるような機能は見られないと説く。

(21) 西周代金文における姓については、落合淳忠「西周代の姓」(『中国古代史論叢第三集』二〇〇六年)が分かりやすい。また谷秀樹「西周代姓考」(『立命館文学』六五九号、二〇一八年)では膨大なデータをもとに数量的な分析を試みている。

(22) 「春秋左氏伝」隠公八年。

(23) 「国語」周語・晋語。

(24) 故に司馬遷 左氏・国語に拠り、世本・戦国策を採り、楚漢春秋を述ぶ。

故司馬遷拠左氏・国語、采世本・戦国策、述楚漢春秋。(『漢書』司馬遷伝)

(25) 上掲尾形勇著書。漢代の姓種の偏りから、現在とほぼ変わらない分布が見られると説く。

(26) 上掲尾形著書では、姓氏制的秩序の弛緩と崩壊によるなしくずしいな姓の拡散を想定しつつも、一律的・継起的な「有姓化」があったのではないかと予想する。上掲陳黎著書は、姓と氏の混淆と姓の普及を分けて論じ、前者は顧炎武の説より早く戦国期に始まると考える。

(27) 高祖、沛豊邑中陽裏人。姓劉氏、字季。(『史記』高祖本紀)

(28) 姓氏之称、自太史公始混而為一。本紀於秦始皇、則曰姓趙氏、

於漢高祖、則曰姓劉氏。(『日知錄』卷二十三)

(29) 房本姓は李、推律自定して京氏と爲す。

「房本姓李、推律自定爲京氏。(『漢書』京房伝)

吹律定姓説については、尾形勇「吹律定姓」初探—中国古代

姓氏制に関する「考察—」(『東アジア史における国家と農民

西嶋定生博士還暦記念)山川出版社、一九八四年)を参照。

(30) 『論衡』詰術編、『白虎通』卷八、姓名。

(31) 『潜夫論』志氏姓編、『風俗通』姓氏編。『風俗通』姓氏編は

既に散逸しており、張澍の編輯等がある。

(32) 魏氏九品を立て、中正を置き、世胄を尊び、寒士を賤し、

権は右姓に帰すのみ。其れ州大中正・主簿、郡中正・功曹は、

皆著姓士族を取りて之を爲し、以て門胄を定め、人物を百品藻す。

晋・宋之に因りて、始めて姓を尚ぶ。然に其れ貴賤別け、士

庶を分け、易ふべからざるなり。時に有司選舉は、必ず譜籍を

稽し、而して其の真偽を考す。故に官に世胄有り、譜に世官有

り。賈氏・王氏の譜学焉より出づ。

魏氏立九品、置中正、尊世胄、卑寒士、權歸右姓已。其州大中

正・主簿、郡中正・功曹、皆取著姓士族爲之、以定門胄、品藻

人物。晋・宋因之、始尚姓已。然其別貴賤、分士庶、不可易也。

于時有司選舉、必稽譜籍、而考其真偽。故官有世胄、譜有世官。

賈氏・王氏譜学出焉。(『新唐書』柳沖伝)

(33) 男子称氏、女子称姓。氏一再伝而可変、姓千萬年而不変。

(顧炎武『亭林文集』原姓、『顧亭林遺書彙輯』所収)

(34) 帝舜姚姓。(『世本』、『春秋左伝正義』隱公八年所引)

(35) 帝舜曰、咨、爾費、贊禹功、其賜爾早游。爾後嗣將大出。乃

妻之姚姓之玉女。(『史記』秦本紀)

(36) 舜閔在家、父何以饑。堯不姚告、二女何親。(『楚辭』天問)

(37) 舜崩、有禹代興。禹卒受命、乃遷邑姚姓于陳。(『大戴礼』少問)

(38) 昔有過澆、殺斟灌以伐斟鄩、滅夏后相。后緝方娠。逃出自竇、

歸于有仍、生少康焉。爲仍牧正、暴澆能戒之。澆使椒求之、逃

奔有虞、爲之庖正、以除其害。虞思於是妻之以二姚。(『春秋左

氏伝』哀公元年伝)

(39) 大荒之中、有不庭之山、榮水窮焉。有人三身。帝俊妻娥皇、

生此三身之國、姚姓、黍食、使四鳥。(『山海經』大荒南經)

(40) 少康の未だ家せざるに及びて、有虞の二姚を留めん。

及少康之未家兮、留有虞之二姚。(『楚辭』離騷)

(41) 例えば、徐旭生「中国古代の伝説時代(増訂本)」(文物出版

社、一九八五年)は、あくまで「山海經」の上では別人格と見

えるので、両者は分けるべきと主張する。

(42) 陳胡公滿者、虞帝舜之後也。昔舜爲庶人時、堯妻之二女、居

于媯汭、其後因爲氏姓、姓媯氏。(『史記』陳杞世家)

(43) 自幕至于瞽瞍、無違命。舜重之以明德、眞德于遂。遂世守之、

及胡公不淫、故周賜之姓、使祀虞帝。臣聞、盛德必百世祀、虞

之世數未也。繼守將在齊、其兆既存矣。(『春秋左氏伝』昭公八

年伝)

(44) 帝舜之後。舜生媯汭、子孫氏焉。(『世本』、『元和姓纂』五支

所引)

(45) 帝曰、咨、四岳、朕在位七十載、汝能庸命。巽朕位。岳曰、

否德、忝帝位。曰、明明揚側陋。師錫帝曰、有鰥在下、曰虞舜。

帝曰、兪、予聞。如何。岳曰、瞽子。父頑、母嚚、象傲。克諧

以孝烝烝、又不格姦。帝曰、我其試哉。(女)于時、觀厥刑于

二女。釐降二女于媯汭、嬪于虞。帝曰、欽哉。(『尚書』堯典)

また当該部分を読解するにあたり、加藤常賢『新釈漢文大系

書経』(明治書院、一九八三年)を参考とした。

(46) 舜と両姓の問題に関して、御手洗勝「帝舜と陳」(『紀要』第

三十一卷一号、一九七三年、のち上掲著書に収録)では、姚姓

族から崇められていた舜を、後から嬖居族が崇めるようになり、さらに伝説の改変も行われたと推測する。

(47) 姚、虞舜居姚虚、因以為姓。从女兆声。或為姚、嬖也。史篇以為、姚、易也。

嬖、虞舜居嬖、因以為氏。从女為声。〔《說文解字》卷十三 女部〕

(48) 氏、各日本及集韻・類篇皆同。毛斧季剗改為姓、非也。〔《說文解字注》卷十三 女部〕

(49) 姓は、百世を統繫し別れざる所以なり。氏は、子孫の出づる所を別つ所になり。故に『世本』の篇に姓は則ち上に在りと言ひ、氏は則ち下に在りと言ふなり。此れ姓に由りて氏とするの説なり。既に別れて氏為れば、則ち之を氏姓と謂ふ。故に『風俗通』・『潜夫論』皆な氏姓を以て篇に名づけ、諸書多く氏姓と言ふ。

姓者、所以統繫百世不別也。氏者、所以別子孫之所出。故世本之篇言姓則在上、言氏則在下也。此由姓而氏之説也。既別為氏、則謂之氏姓。故風俗通・潜夫論皆以氏姓名篇。諸書多言氏姓。

〔《說文解字注》同上〕

(50) 瞽瞍姓嬖。妻曰握登、見大虹意感而生舜於姚墟。故姓姚。

〔《史記正義》卷一 五帝本紀〕

(51) 翁孺既に免ぜられ、東平陵の終氏と怨を為し、乃ち魏郡元城の委粟里に徙り、三老と為る。

翁孺既免、而與東平陵終氏為怨、乃徙魏郡元城委粟里、為三老。〔《漢書》元后傳〕

(52) 而して孝宣帝即位し、今王氏先祖の墳墓の濟南に在るは、其の梓柱 枝葉を生じ、扶疏として上りて屋を出で、根は地中に

而孝宣帝即位、今王氏先祖墳墓在濟南者、其梓柱生枝葉、扶疏

上出屋、根匝地中。〔《漢書》楚元王傳〕

(53) 完卒し、諡して敬仲と為す。仲稚孟夷を生む。敬仲の齊に如くに、陳字を以て田氏と為す。

完卒、諡為敬仲。仲生稚孟夷。敬仲之如齊、以陳字為田氏。〔《史記》田敬仲完世家〕

(54) 国名と氏を分ける見方も存在する。例えば、上掲の顧炎武『亭林文集』原姓には、「最貴者、国君。国君、無氏、称国」と言う。しかし、いづれにせよ号字は同じであるため、本稿では陳を氏でもあるものと見なす。

(55) (衛莊公) 又た陳より娶る。厲嬖と曰ひ、孝伯を生む、早くに死す。其の嫡戴嬖は、桓公を生む。莊姜以て己が子と為す。

又娶于陳。曰厲嬖、生孝伯、早死。其嫡戴嬖、生桓公。莊姜以為己子。〔《春秋左氏傳》隱公三年傳〕

(56) 上掲渡邊義浩論文。

(57) 上掲『史記』五帝本紀。

(58) 前漢末期の明堂における宗祀については、永井弥人「前漢末期の明堂建設に於ける王莽の意図」〔《日本中国学会報》第四十八集、一九九六年〕、上掲古橋論文を参照。

(59) 前漢期の宗廟議論については、藤川正數「前漢時代における宗廟禮説の変遷とその思想的根底」〔《東方学》第二十八輯、一九六四年〕のち「漢代における礼学の研究」風間書房、一九六八年所収)、伊藤徳男「前漢の宗廟制―七廟制の成立を中心にして―」〔《東北学院大学論集 歴史学・地理学》第十三号、一九八三年〕、保科季子「前漢後半期における儒家礼制の受容―漢的伝統との対立と皇帝親の変貌―」〔《方法論としての丸山眞男》歴史と方法編集委員会編、一九九八年〕、鷲尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」〔《立命館文学》五七七号、二〇〇二年〕、上掲郭善兵「中国古代帝王宗廟礼制研究」、目黒杏子「前

漢後半期における宗廟制の変容」(『東方学報』第九十五冊、二〇二〇年)が詳しい。

(60) 以上、主に上掲伊藤論文、上掲目黒論文に拠る。

(61) 上掲目黒論文。また上掲郭著書も同様の見解を示す。

(62) 文献に見える王莽の宗廟は九数だが、一九五六年以降に発掘された王莽九廟と考えられる漢代長安城南郊の礼制建築遺址は、十二数ある。これについての議論も、上掲郭著書に詳しい。

(63) 九廟、一曰黄帝太初祖廟、二曰帝虞始祖廟、三曰陳胡王統祖廟、四曰齊敬王世祖廟、五曰濟北愍王王祖廟、凡五廟不墮云。六曰濟南伯王尊廟、七曰元城孺王尊廟、八曰陽平頃王威廟、九曰新都顯王威廟。〔漢書〕王莽伝

(64) 宗正は秦官なり。親属を掌る。丞有り。平帝の元始四年、名を宗伯に更ふ。……王莽其官を秩宗に併す。

宗正、秦官。掌親属。有丞。平帝元始四年更名宗伯。……王莽并其官於秩宗。〔漢書〕百官公卿表

(65) 秦官は、秦官なり。宗廟礼儀を掌る。丞有り。景帝の中六年、名を太常に更ふ。……王莽太常を改めて秩宗と曰ふ。

秦官、秦官。掌宗廟礼儀。有丞。景帝中六年更名太常。……王莽改太常曰秩宗。〔漢書〕百官公卿表

(66) 榑身智志「前漢の宗正・帝室・諸侯王家関係再考」(『史学雑誌』第一二二編第三号、二〇二二年)。

(67) 莽司命大將軍孔仁を遣はして豫州を部べしめ、納言大將軍敞尤・秩宗大將軍陳茂をして荊州を撃たしむ。

莽遣司命大將軍孔仁部豫州、納言大將軍敞尤・秩宗大將軍陳茂撃荊州。〔漢書〕王莽伝

また陳茂は、『漢書』平帝紀に執金吾候の職にあつたことが記されている。

(68) 睦、目順也。从目牟聲。一曰敬和也。〔説文解字〕卷五目

#### 部陸

(69) 克く俊徳を明らかにし、以て九族を親しくす。九族既に睦めば、百姓を平章す。

克明俊徳、以親九族。九族既睦、平章百姓。〔尚書〕堯典

子云ふ、父母の党に睦むは、孝と謂ふべし。故に君子は陸に因りて以て族を合す。

子云、睦於父母之党、可謂孝矣。故君子因睦以合族。〔礼記〕坊記

(70) 王氏の斉緝の属を封じて侯と為し、大功を伯と為し、小功を子と為し、緦麻を男と為し、其の女を皆任と為す。男は陸を以てし、女は隆を以て号と為す。皆な印軌を授かる。諸侯をして太夫人・夫人・世子を立たしめ、亦た印軌を受く。

封王氏斉緝之属為侯、大功為伯、小功為子、緦麻為男、其女皆為任。男以陸、女以隆為号焉。皆授印軌。令諸侯立太夫人・夫人・世子、亦受印軌。〔漢書〕王莽伝

(71) 惟れ王氏は、虞帝の後なり。帝嚳より出づ。劉氏は、堯の後なり。顓頊より出づ。是に於て姚恂を封じて初陸侯と為し、黄帝の後を奉らしむ。梁護を脩遠伯と為して、少昊の後を奉らしむ。皇孫功隆公千、帝嚳の後を奉らしむ。劉歆を祁烈伯と為し、顓頊の後を奉らしむ。國師劉歆の子の疊を伊休侯と為し、堯の後を奉らしむ。媯昌を始陸侯と為し、虞帝の後を奉らしむ。山

遵を襄謀子と為し、皋陶の後を奉らしむ。伊玄を襄衡子と為し、伊尹の後を奉らしむ。漢の後の定安公劉嬰は、位は賓と為す。周の後の衛公姬党は、更に封じて章平公と為し、亦た賓と為す。殷の後の宋公孔弘は、運転次移し、更に封じて章昭侯と為し、位は恪と為す。夏の後の遼西の奴豊は、封じて章功侯と為し、亦た恪と為す。四代古宗は、明堂に宗祀し、以て皇始祖考虞帝

に配す。周公の後の襄魯子姬就・宣尼公の後の襄成子孔鈞は、

已前に焉を定む。

惟王氏、虞帝之後也。出自帝嚳。劉氏、堯之後也。出自顓頊。於是封姚姁為初陸侯、奉黃帝後。梁護為脩遠伯、奉少昊後。皇孫功隆公千、奉帝嚳後。劉歆為祁烈伯、奉顓頊後。國師劉歆子豐為伊休侯、奉堯後。嬌昌為始陸侯、奉虞帝後。山遵為襄謀子、奉皋陶後。伊玄為襄衡子、奉伊尹後。漢後定安公劉嬰、位為賓。周後衛公姬党、更封為章平公、亦為賓。殷後宋公孔弘、運軫次移、更封為章昭侯、位為恪。夏後遼西姁豐、封為章功侯、亦為恪。四代古宗、宗祀于明堂、以配皇始祖考虞帝。周公後襄魯子姬就、宣尼公後襄成子孔鈞、已前定焉。(『漢書』王莽伝)

(72) 「世経」は『漢書』律曆志に載せてある古代史観であり、そこで帝王は、太昊・炎帝・黃帝・少昊・顓頊・帝嚳・唐帝・虞帝・伯禹・成湯という相生の順序に並べられている。佐川蘭子「劉歆「世経」の示す歴史認識について」(『国学院雑誌』第一一七卷第一一、二〇一六年)によれば、『左伝』と『易』を基本資料としつつ、『周官』の祭祀対象である五帝を第一循環に置き操作することで作成されたと論じる。

(73) 宗者、何謂也。宗尊也、為先祖主者、宗人之所尊也。……大宗能率小宗、小宗能率群弟、通其有無、所以紀理族人者也。(『白虎通』宗族)

(74) 上掲好並隆司論文。

(75) 「王莽の宗族比較特殊、本来同姓為宗、而王莽の宗族却是異姓同宗。……王氏要認舜為祖、就不得不認同其他四姓為異姓同宗。」(楊永俊「禪讓政治研究」学苑出版社、二〇〇五年)

「又巧妙的將姚、嬌、陳、田、四姓婦攏于王氏皇室宗親範疇中、从而收到擴大王氏皇室社会基礎的效果。」(上掲郭善兵著書)

(76) 上掲楊氏著書。

(77) 取妻不取同姓。故買妾不知其姓則卜之。寡婦之子、非有見焉、

弗与為友。(『礼記』曲礼)

(78) 叔詹諫曰、臣聞天之所啓、人弗及也。晋公子有三焉。天其或者將建諸。君其礼焉。男女同姓、其生不蕃。晋公子、姬出也。而至于今、一也。(『春秋左氏伝』僖公二十三年伝)

(79) 諸の同姓の婚を為す者は、各々徒二年。總麻以上は姦を以て論ず。

諸同姓為婚者、各徒二年。總麻以上以姦論。(『唐律疏義』卷十四同姓為婚)

(80) 鶴間和幸「漢代豪族の地域的性格」(『史学雑誌』第八七編第一二二号、一九七八年)。

(81) 初め、莽の妻の宜春侯王氏の女、立ちて皇后と為る。

初、莽妻宜春侯王氏女、立為皇后。(『漢書』王莽伝)

(82) (始建國二年十一月、孫建の上奏を承け) 莽曰く、可なり。

嘉新公国師は、符命を以て予が四輔と為れ。明德侯劉襲・率礼侯劉嘉等凡三十二人は皆天命を知り、或は天符を献じ、或は昌言を貢ぎ、或は反虜を捕告し、厥の功茂なり。諸劉と三十二人の同宗、共祖なる者とは罷むること勿りて、姓を賜ひて王と曰はんと。唯国師のみ女の莽が子に配すを以て、故に姓を賜はず。

莽曰、可。嘉新公国師以符命為予四輔。明德侯劉襲・率礼侯劉嘉等凡三十二人皆知天命、或献天符、或貢昌言、或捕告反虜、厥功茂焉。諸劉与三十二人同宗共祖者勿罷、賜姓曰王。唯国師以女配莽子、故不賜姓。(『漢書』王莽伝)

(83) 尾形勇「中国の姓氏」(東アジア世界における日本古代史講座 第一〇卷『東アジアにおける社会と習俗』學生社、一九八四年、所収)。

(84) 上掲尾形氏の所論においても、從関係にあるものが以後代々通婚をさせないために同姓を与えた例が引かれている。

(85) 黄帝の後を奉じた姚姁は、寧始將軍に任じられたが、翌年の

始建國三年には罷免されている。(『漢書』王莽伝) ほかにも、始陸侯嬌昌や世陸侯田豊などは、『漢書』から読み解くことができない。

(86) 上掲好並隆司論文。

(87) 王莽は即位前に長男の王宇と次男の王獲は自殺させられており、四男の王臨も地皇二年に謀反を疑われ自殺している。

(88) 初、頌嫁女臨淮陳矯。矯本劉氏子、与頌近親、出養於姑、改姓陳氏。中正劉友議之。頌曰、舜後姚・虞・陳・田・本同根系、而世皆為婚、礼律不禁。今与此同義、為婚可也。(『晋書』劉頌伝)

(89) 婚姻不但当論門地。亦当考姓之所自。如姚・陳・胡・田、皆舜之後。姬・周・魯・衛・曹・鄭、皆武王之後。俱不宜為婚。其餘可以推類。(『五雜俎』卷十四 事部二)

(いちむらしゅんたろう) 北海道大学大学院博士課程学生)